

共通参考資料

『平成 22 年 11 月 1 日
省内事業仕分け資料』

共通参考資料『省内事業仕分け資料』目次

○法人概要	1
○法人当初改革案	7
○論点等	11
○その他の資料	19
○議事録	31

資料1

財団法人労災サポートセンターについて

《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	常勤1人 非常勤10人	うち 国家公務員出身者	常勤1人 非常勤1人	常勤2人 非常勤1人
職員	438人 (このほか 非常勤職員46人)	うち 国家公務員出身者	常勤96人 非常勤1人	常勤141人 非常勤2人
予算	57.6億円	うち 国からの財政支出	31.8億円	40.0億円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数值、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数值

《主な事務・事業》

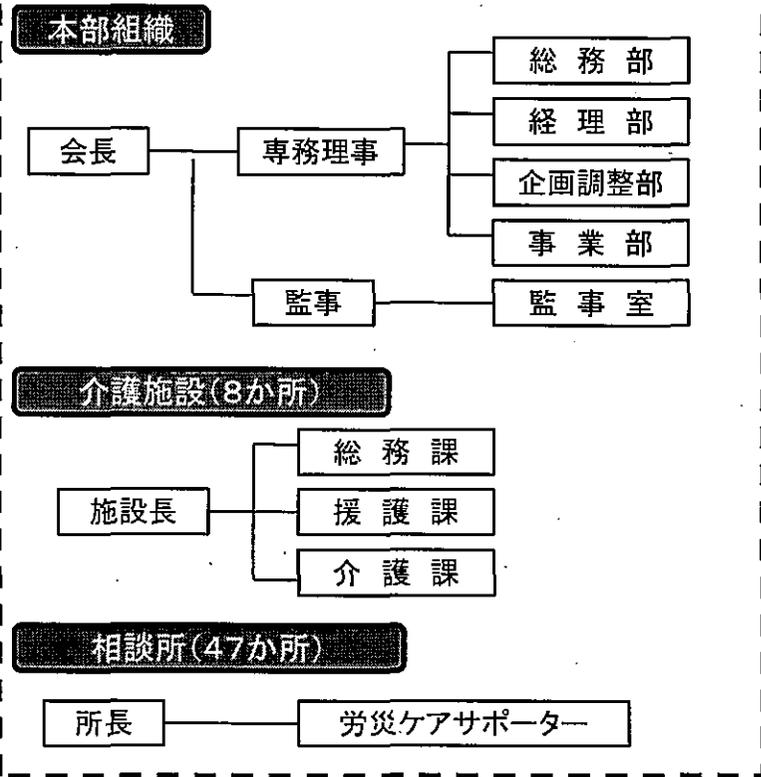
単位: 億円

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
労災特別介護援護事業(委託事業)	42.4	22.7
労災ケアサポート事業(委託事業)	8.6	8.5
新規労災年金受給者支援事業(委託事業)	0.6	0.6
自主事業	6.0	—

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

			(全体) 9.3%
本部	4部10課1室 (30人)	うち管理部門 2部5課(12人)	40.0%
介護施設	3課 (349人)	うち管理部門 1課(24人)	6.9%
相談所	105人	うち管理部門担当 (9人)	8.6%



財団法人労災サポートセンターの概要

基本理念

(財)労災サポートセンターは、産業の発展に貢献する中で被災し、労災年金を受給することとなった方々が安心していきいきと生活を営めるように、相談、在宅介護、施設介護等を中心とした総合的な支援を行い、労働者の福祉の増進に寄与します。

労災年金受給者

労災年金受給者	223,398人(平成22年4月支払期)
うち傷病・障害年金受給者	104,983人
うち重度被災労働者	27,450人(傷病・障害等級第1～3級)
うち遺族年金受給者	118,415人
新規年金受給者	6,336人(平成21年度)

(財) 労 災 サ ポ ー ト セ ン タ ー

① 施設入居者に対する支援(労災特別介護援護事業)



平成22年4月末現在、732名の入居者の介護を実施

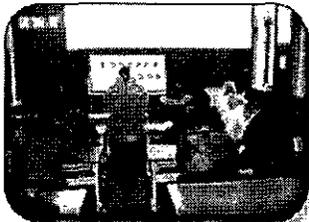
② 労災年金受給者に対する支援(労災ケアサポート事業)



(平成21年度実績)

- ・ 重度被災労働者に対する訪問支援者数 28,043人
- ・ 労災ホームヘルプサービス利用件数 16,578件
- ・ 労災年金受給者に対する専門的な相談・指導 336,102件

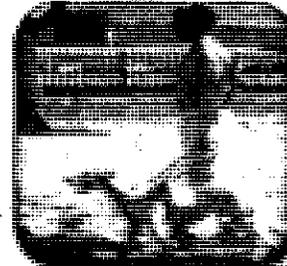
③ 新規労災年金受給者に対する支援 (新規労災年金受給者支援事業)



(平成21年度実績)

- ・ 新規労災年金受給者説明会 208回
- ・ 定期報告書点検等 115,465件

④ 自主事業による各種支援(平成21年度実績)



- ・ 福祉用具購入支援 408件
- ・ 盲導犬の貸与 6頭
- ・ 労災年金受給者のための団体保険 16,005件

委託事業概要

労災特別介護援護事業

不測の労働災害により傷病(補償)年金及び障害(補償)年金を受給する傷病等級または障害等級が第1級～3級の重度被災労働者は、せき髄損傷、けい髄損傷などの労働災害特有の傷病・障害(知覚障害、運動障害、膀胱障害、直腸障害、自律神経障害等)を有する者が多いところであり、例えば、せき髄損傷者の床ずれ防止の体位変換、摘便、機械による入浴、痰の吸引等、この重度被災労働者で、在宅での介護が困難となっている者(原則として60歳以上)に対して、労災特別介護施設において、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを実施する事業。

○労災特別介護施設の設置状況(平成22年4月末現在)

施設名	入居者数
北海道 労災特別介護施設 (北海道岩見沢市)	89名
宮城 労災特別介護施設 (宮城県富谷町)	94名
千葉 労災特別介護施設 (千葉県四街道市)	95名
愛知 労災特別介護施設 (愛知県瀬戸市)	91名
大阪 労災特別介護施設 (大阪府堺市)	94名
広島 労災特別介護施設 (広島県呉市)	88名
愛媛 労災特別介護施設 (愛媛県新居浜市)	82名
熊本 労災特別介護施設 (熊本県宇土市)	99名
合計	732名

○疾病別入居状況

疾病名	入居者数	割合
けい損・せき損	531名	72.5%
頭部外傷	158名	21.6%
じん肺	19名	2.6%
上・下肢切断	18名	2.5%
その他	6名	0.8%
合計	732名	100.0%

〔注〕

- ・ 施設の入居者は、介護保険が適用除外とされている。(介護保険法施行法第11条第1項及び介護保険法施行規則第170条第2項)
- ・ 施設の入居者からは、労災年金受給額等の収入に応じ、入居費(月額33,000円から最大258,000円)を徴収。
- ・ 施設においては、日帰り介護サービス、短期滞在型介護サービス等も併せて実施。

労災ケアサポート事業

1 重度被災労働者に対する訪問支援

在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者(傷病(補償)年金、障害(補償)年金第1級～3級の受給者)等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援(①医療的ケアの指導(せき髄損傷者の床ずれ防止指導、摘便指導、尿路感染の防止指導、誤嚥防止指導等)、②介護相談、③労災年金関係相談(受給資格、年金額など))を実施する事業。

2 重度被災労働者に対する労災ホームヘルプサービス

在宅で介護等を必要とする重度被災労働者で65歳未満の方に、すでに一般的介護の知識・技能を有し、さらに、養成によって、せき損等に係る専門的介護に必要な知識を習得した看護師などの労災ホームヘルパーを派遣して、専門的サービス等の提供やその労災ホームヘルパーの養成をする事業。

(参考)

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
労災年金受給者等に対する訪問支援等の実施状況	件	32,915	39,802	39,682
労災ホームヘルプサービス利用件数	件	20,121	17,301	16,578
労災年金受給者に対する専門的な相談・指導	件	303,722	328,129	336,102

新規労災年金受給者支援事業

1 新規労災年金受給者説明会

新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会の実施。

2 労災年金定期報告書点検等

労働者災害補償保険法施行規則第21条の規定に基づき、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等により、労災年金の過誤払い等の防止を行うもの。

(参考)

○新たに労災年金受給者となった者(平成21年度)

傷病	障害			遺族	特別遺族	合計
	1～3級	4～7級	小計			
578	780	1,534	2,314	3,346	98	6,336

○労災年金受給者

平成19年度	平成20年度	平成21年度
223,735	223,592	223,139

資料2

(財)労災サポートセンターの改革案について 《改革案説明資料》

(財) 労災サポートセンターの改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

改革効果

《削減数》

<平成21年度> 役員 12人(うち常勤2人) 職員 532人
 <平成22年度> 役員 11人(うち常勤1人) 職員 484人
 ・常勤役員ポスト▲1人
 ・職員の削減 ▲48人
 <平成23年度> 役員 11人(うち常勤1人) 職員 435人(▲49人)

・組織	
本部	▲ 1部
施設	▲ 8課
労災年金相談所	▲ 39カ所
・職員	
本部	▲ 4人
施設	▲ 5人
労災年金相談所	▲ 40人

○法人の合併(21. 7. 1)によるスリム化

国家公務員
OB関連

- ・非常勤役員▲10人を削減(うちOB役員▲4人)
- ・本部常勤職員▲5人を削減(うちOB職員▲4人)
- ・組織体制見直し
8部15課2室→4部10課1室

	平成21年7月	平成22年4月	削減数
役員	3/12人中	2/11人中	▲1人
職員	143/532人中	97/484人中	▲46人

23年度
 ・OB職員 97人 → 43人 ▲54人
 ・OB職員比率 20.0% → 9.9% ▲10.1ポ

《今後の対応》

役員: 次期改選時(平成23年6月)に公募を実施予定。
 職員: OB職員の退職後の採用については公募を実施予定。また、23年度にOB職員54人を削減。

2. モノ(余剰資産などの売却)

《削減額》

〔 ・ 該当なし 〕

—

3. カネ(国からの財政支出の削減)

《削減額》

<平成21年度> 40.0億円(委託費)
 <平成22年度> 31.8億円(委託費)
 <平成23年度概算要求> 30.4億円(委託費)

・労災特別介護支援事業(委託費) ▲2.6億円(▲10.1%)
 ・労災ケアサポート事業(委託費) ▲5.9億円(▲40.8%)
 (両事業の削減を合わせ2割予算削減を実施)

・労災特別介護支援事業(委託費) ▲0.8億円(▲3.7%)
 ・新規労災年金受給者支援事業(委託費) ▲0.6億円(▲100%)
 (両事業の削減を合わせ0.4割予算削減を実施)

▲1.4億円+▲α

《改革の方向性》
 ・新規労災年金受給者支援事業を廃止し、国による直接実施に切り替える。
 ・労災ケアサポート事業において、労災ケアサポートセンター(労災年金相談所)の設置要件の緩和及び労災年金に関する相談業務を廃止し、国による直接実施に切り替える。

4. 事務・事業の改革

平成21年7月に(財)労災年金福祉協会と(財)労災ケアセンターとが合併し、(財)労災サポートセンターが設立したこと、施行後10年を経過した介護保険制度の動向や公益法人改革等を踏まえ、現在、(財)労災サポートセンターに委託している事業について、事業の効率性、専門性、被介護者である重度被災労働者の安全性等の観点により、必要な見直しを図る。

○ 新規労災年金受給者支援事業(委託事業)

H22年度限りで委託事業を廃止し、H23年度より国による直接実施とする。

○ 労災特別介護援護事業(委託事業)

- ・ 8介護施設(ケアプラザ)のうち、4施設について評価を行った第三者評価機関による評価結果並びに当該機関に対するヒアリング結果、さらに、他の介護福祉施設との比較等から、ケアプラザにおける看護・介護職員等の適切な配置体制、外部評価の導入、入居率のアップへ向けた取組等について、必要な見直しを図ることとする。

なお、会計検査院からの意見表示(平成22年10月22日付け)された、労災特別介護援護事業から生じた資産の取扱い等については、支払資金準備資産等の必要性の有無を再検討し、これにより不要となる資金の国庫への納付及び委託契約に入居費等に関する精算条項を設けて改善を図る。

- ・ ケアプラザについては、OB職員8人を削減する。
- ・ 重度被災労働者に対する施設介護サービスを提供するという特性からも、高い専門性と安全性、安定的な事業運営ができる事業主体を引き続き選定していく必要があるものの、他の主体の参入可能性を高めるため、分割調達について検討する。

○ 労災ケアサポート事業(委託事業)

- ・ 各都道府県に設置している労災ケアサポートセンターの設置要件を緩和する。
- ・ 訪問支援時における、労災年金に関する相談業務等を廃止し、H23年度より国による直接実施とする。また、OB職員42人削減する。
- ・ 介護・医療に関する訪問支援業務について、対象者の見直しを図る。
- ・ 事業縮小に伴い、本部OB職員1人削減する。

資料 3

(財) 労災サポートセンター
の論点等について

省内事業仕分け室作成資料

主要な論点

- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。とくに、管理部門の体制は過大となっていないか。

(参考1) 組織体制 (平成22年4月1日現在)

- ・ 役員数 11名 (うち常勤1) うち国家公務員OB 2名 (うち常勤1)
- ・ 職員数 484名 うち国家公務員OB 97名
- 管理部門比率 9.3% (45/484)

(参考2) 大臣要請を受けての役職員公募の方針

- ・ 役員・・・次期改選時(平成23年6月)に公募を実施予定。
- ・ 職員・・・OB職員の退職後の採用については、公募を実施予定。

- 委託事業の必要性はあるのか。十分な効果は得られているのか。また、当該法人でなければ実施できないのか。

(参考1)

平成22年度委託事業	委託額(千円)	委託開始年度
労災特別介護援護事業	2,269,416	平成元年度
労災ケアサポート事業	854,092	昭和52年度
新規労災年金受給者支援事業(※)	60,288	平成21年度

※ 平成22年度で委託を廃止し、平成23年度から国で直接実施予定

(参考2) 各事業の主な実績

(予算執行率)

事業名		H19年度	H20年度	H21年度
労災特別介護援護事業	委託額(千円)	2,516,363	2,694,402	2,482,273
	執行率(%)	83.2	95.0	98.3
労災ケアサポート事業	委託額(千円)	1,531,349	1,506,962	1,387,064
	執行率(%)	89.2	94.3	96.1
新規労災年金受給者支援事業	委託額(千円)	—	—	27,215
	執行率(%)	—	—	77.7

(主なアウトプット)

労災特別介護援護事業	単位	H19年度	H20年度	H21年度
施設入居率	%	92.4	91.8	91.7

労災ケアサポート事業	単位	H19年度	H20年度	H21年度
労災年金を受給等に対して訪問支援等の実施状況	件	32,915	39,802	39,682
労災ホームヘルプサービス利用件数	件	20,121	17,301	16,578
労災年金受給者に対する専門的な相談・指導	件	303,722	328,129	336,102

(次ページに続く)

省内事業仕分け室作成資料

新規労災年金受給者支援事業	単位	H19年度	H20年度	H21年度
新規労災年金受給者説明会の開催	回	—	—	208
労災年金定期報告書点検等事務の実施件数	件	—	—	115,465

(参考3)

類似の取り組みについて

(有料老人ホーム、訪問介護、地方行政による巡回サービスなど)

- 1 労災特別介護援護事業の既存の類似施設として、特別養護老人ホーム（特養）がある。（特養の施設数は、平成20年10月現在6,015箇所）
特養の入居申込者が平成21年12月末現在約42万人に上る。
- 2 労災ケアサポート事業の類似のサービスとして、介護保険（居宅サービス）。
在宅で介護を必要とする労災年金受給者は介護保険の保険料の納付義務があり、
要介護認定を受ければ、介護保険の給付を受けることができる。

(次ページに続く)

《法人の財務状況について》

- 当該法人は、「支払資金準備資産」、「プログラム開発準備資産」として、約7億7千万円の積立資産を保有しているが、これはどういう目的のものか。必要なものであるのか。

(参考) 貸借対照表より抜粋

➤ 支払資金準備資産	7億2,276万円
➤ プログラム開発準備資産	4,688万円
計	7億6,964万円

《組織合併の効果》

- 平成21年7月に「財団法人労災ケアセンター」と「財団法人労災年金福祉協会」が合併して「財団法人労災サポートセンター」となったが、どのような効果があったのか（統合に伴う「役員体制」、「管理部門」の縮減など）。

(参考1)

① 組織関係（法人の合併、スリム化）

平成21年7月1日に(財)労災ケアセンターが(財)労災年金福祉協会を吸収合併（合併に伴い、(財)労災サポートセンターと名称変更）し、役職員の削減や組織体制の見直しによりスリム化。

- ・ 非常勤役員 ▲10人（うち行政OB▲4人）を削減
- ・ 本部常勤職員 ▲5人（うち行政OB▲4人）を削減
- ・ 8部15課2室 → 4部10課1室に見直し

② 役職員の削減（平成22年4月実施）

- ・ 常勤役員ポスト ▲1人
- ・ 本部職員 ▲2人
- ・ 地方組織職員 ▲46人

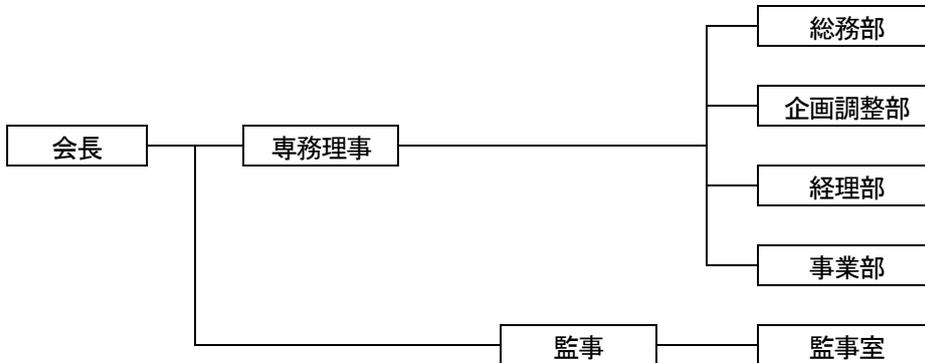
(次ページに続く)

省内事業仕分け室作成資料

(参考2)

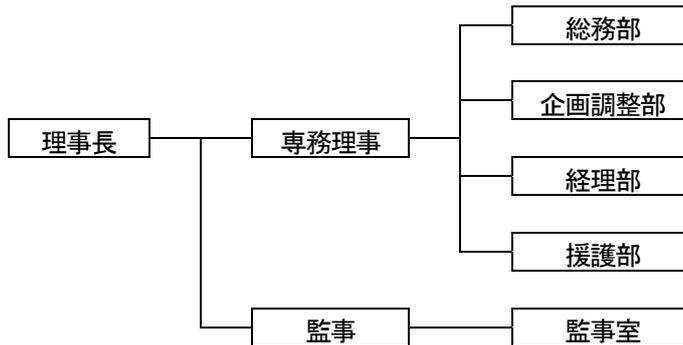
(財) 労災サポートセンター (平成22年4月1日)

4部10課1室 常勤職員29名、非常勤職員1名



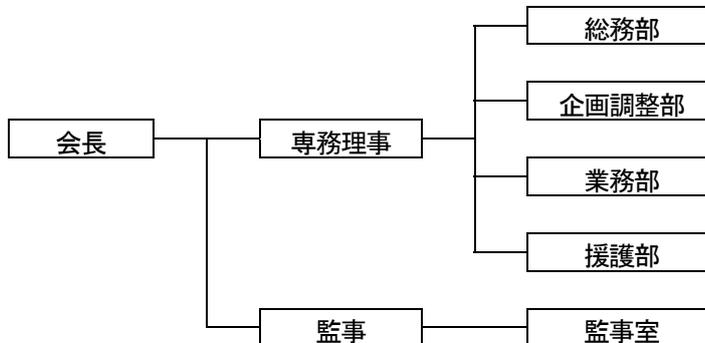
<旧> (財) 労災ケアセンター (平成21年6月30日)

4部7課1室 常勤職員21名



<旧> (財) 労災年金福祉協会 (平成21年6月30日)

4部8課1室 常勤職員14名、非常勤職員1名



(次ページに続く)

省内事業仕分け室作成資料

《委託事業等》

- 委託事業の必要性はあるのか。十分な効果は得られているのか。また、当該法人でなければ実施できないのか。

(参考1)

平成22年度委託事業	委託額(千円)	委託開始年度
労災特別介護援護事業	2,269,416	平成元年度
労災ケアサポート事業	854,092	昭和52年度
新規労災年金受給者支援事業(※)	60,288	平成21年度

※ 平成22年度で委託を廃止し、平成23年度から国で直接実施予定

(参考2) 各事業の主な実績

(予算執行率)

事業名		H19年度	H20年度	H21年度
労災特別介護援護事業	委託額(千円)	2,516,363	2,694,402	2,482,273
	執行率(%)	83.2	95.0	98.3
労災ケアサポート事業	委託額(千円)	1,531,349	1,506,962	1,387,064
	執行率(%)	89.2	94.3	96.1
新規労災年金受給者支援事業	委託額(千円)	—	—	27,215
	執行率(%)	—	—	77.7

(主なアウトプット)

労災特別介護援護事業	単位	H19年度	H20年度	H21年度
施設入居率	%	92.4	91.8	91.7

労災ケアサポート事業	単位	H19年度	H20年度	H21年度
労災年金を受給等に対して訪問支援等の実施状況	件	32,915	39,802	39,682
労災ホームヘルプサービス利用件数	件	20,121	17,301	16,578
労災年金受給者に対する専門的な相談・指導	件	303,722	328,129	336,102

新規労災年金受給者支援事業	単位	H19年度	H20年度	H21年度
新規労災年金受給者説明会の開催	回	—	—	208
労災年金定期報告書点検等事務の実施件数	件	—	—	115,465

(次ページに続く)

(参考3)

類似の取り組みについて

(有料老人ホーム、訪問介護、地方行政による巡回サービスなど)

- 1 労災特別介護援護事業の既存の類似施設として、特別養護老人ホーム（特養）がある。（特養の施設数は、平成20年10月現在6,015箇所）
特養の入居申込者が平成21年12月末現在約42万人に上る。
- 2 労災ケアサポート事業の類似のサービスとして、介護保険（居宅サービス）。
在宅で介護を必要とする労災年金受給者は介護保険の保険料の納付義務があり、要介護認定を受ければ、介護保険の給付を受けることができる。

○ 当該委託事業の契約方式は、現在、企画競争となっているが妥当な方式か。より競争性のある方式を検討する必要があるのではないか。

(参考)

労災特別介護援護事業及び労災ケアサポート事業については、平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度からは、入札参加要件を緩和（過去5年間の実績等を不要）するとともに、企画競争を実施。

また、新規労災年金受給者支援事業については、他の主体の参入可能性を高めるため、平成21年度より労災ケアサポート事業から事業分割して、企画競争を実施。

(参考資料)

(財) 労災サポートセンター
＜法人シート／事務・事業シート（概要説明書）＞

法人シート (概要説明書)						
法人名		(財)労災サポートセンター				
当省担当部局		労働基準局	担当課・室名		総務課	
沿革		平成元年7月1日設立 〔平成21年7月1日に、(財)労災ケアセンターが(財)労災年金福祉協会を吸収合併し、(財)労災サポートセンターに名称変更。〕				
※1 役員	役員数	11	うち常勤役員数	1	うち非常勤役員数	10
	職員数	484	うち常勤職員数	438	うち非常勤職員数	46
職員の 公費負担 の状況	官庁OB役員数	3 (3) → 2 (2)	うち常勤役員数	2 (2) → 1 (1)	うち非常勤役員数	1 (1) → 1 (1)
	官庁OB職員数	143 (142) → 96 (95)	うち常勤職員数	141 (140) → 95 (94)	うち非常勤職員数	2 (2) → 1 (1)
法人概要	目的 (何のために)	業務災害又は通勤災害による重度被災労働者に対し、その特殊性に見合った適切な介護が受けられるよう必要な援助を行う等、労災年金受給者やその家族に対する相談及び援護等を行い、労働者の福祉の増進に寄与する。				
	対象 (誰/何を対象に)	労災年金受給者及びその家族				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	① 労災年金受給者等に対する福祉用具の購入費助成等の援護事業 ② 被災労働者の介護及び労災年金受給者等の福祉の増進に関する調査研究及び情報の収集・提供 ③ 労災年金制度、被災労働者の介護等に関する広報及び誌紙その他の図書の刊行 ④ 労災特別介護援護事業 (国からの受託事業) ⑤ 労災ケアサポート事業 (国からの受託事業) ⑥ 新規労災年金受給者支援事業 (国からの受託事業)				
年間収入合計 (千円) ※3	6,426,051	年間支出合計 (千円)	6,397,285	負債額 (千円)	2,066,244	
会費収入	14,680	事業費	4,955,553	負債相当額	958,345	
財産運用収入	7,387	管理費	686,075	その他の負債	1,107,899	
寄付金収入	200	事業に不可欠な固定資産	59,071	正味財産額	1,437,644	
補助金等収入	0	その他の支出	696,586	内部留保額	222,861	
うち国から	0	資産額	3,503,888	内部留保水準 (%)	4	
うち独法等から	0			年間収入に占める国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合 (%)	55	
事業収入	6,259,054	基本財産	58,599	国・独法等からの補助金等 (平成22年度 (見込み)) ※4	-	
うち国からの委託費交付総額	3,562,006	公益事業基金	34,464	国からの権限付与の概要	根拠条文	
うち独法等からの委託費総額	0	運営固定資産	1,121,720			
その他の収入	144,730	引当資産等	1,107,899	指定制度に限らず、権限の付与を受けている場合は全て記入。(概況調査・刷新会議基礎的調査において登録したものは漏れなく記入すること。)	-	
		その他の資産	1,181,206			

(※1) 役職員の状況は、平成22年4月1日現在 (常勤は、週3日以上勤務者)。

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年7月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。

(※3) 年間収入合計等は、平成21年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛での補助金等交付 (の見込み) 額を記入。

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	労災特別介護援護事業			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 社会復帰促進等事業費 (目) 社会復帰促進等事業委託費			
法人名	(財) 労災サポートセンター			
事業担当部局	労働基準局	法人所管部局	労働基準局	
事務 事業概要	目的 (何のために)	労働災害により被災した労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級～3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者（原則として60歳以上）に対し、第1～3級に多いせき髄損傷等の労働災害の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設（ケアプラザ）の運営を行うことにより、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。		
	対象 (誰/何を対象に)	労働災害により被災した労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1～3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者（原則として60歳以上）		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設（ケアプラザ）において、在宅での介護を受けることが困難な重度被災労働者（原則として60歳以上）に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する。また、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。		
	根拠法令（具体的な 条文（①条①項など）も記載）	労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号	関係する通知 等	
	事業の補助割合	定額		
	事業開始年度	平成元年度	事業終了年度	—
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。</p> <p>また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいとか、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、看護師等による専門的な支援が必要である。</p> <p>労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨、労働災害の特殊性に鑑み、労災特別介護施設を設置・運営し、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しているものである。</p> <p>なお、既存の類似施設として、障害者支援施設及び特別養護老人ホーム（特養）があるが、障害者支援施設については、障害程度区分認定を受けることにより入所可能であるものの、全国的に満床状態にあり、また、特養についても、被災労働者も65歳以上で要介護認定を受けた場合には、特養に入所可能であるが、特養は一般的に認知症等による者が多く、重度被災労働者の特養への入所は困難である。また、特養の入居待機者が平成21年12月現在で約4.2万人に上ることから、本事業を直ちに廃止することは困難である。</p>			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。</p> <p>2万3千人を超える労災年金受給者は、日本の産業の発展に尽くす中で被災された方々と殉職された被災労働者のご遺族である。中でも、傷病・障害等級が1～3級の被災労働者は、重度の身体的な障害を負っているものであり、その数は約3万人に上り、その約7割は60歳以上であるという状況で、健康や介護に関する深刻な問題が生じており、これら労災年金受給者の生命・生活維持に必要な援護を図ることは、国の責務と考えているが、国が自ら行う場合には、国家公務員の定員事情が厳しい中で介護等の専門性を有する行政職員の大幅な増員が必要なることから、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供できるスタッフを有している事業主体に委託する必要がある。</p> <p>なお、上記欄と同様に本委託事業を直ちに廃止することは困難である。</p>			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	無			

事務・事業シート (概要説明書)						
事業名	労災特別介護支援事業					
成果目標	(現状の成果) 全国8施設の入居者定員800名に対し、入居率90%以上を維持しており、また、本事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得ている。 (今後の方向性) 高い入居率を維持していることから、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを全国8施設において提供し続ける必要がある。					
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度	
	施設入居率90%以上維持	%	95.1	94.6	94.3	
	本事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る	%	92.4	91.8	91.7	
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度	
	労災特別介護施設の運営	か所	8	8	8	
予算執行率		%	77.0	85.6	87.0	
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度	
			-	-	-	
			-	-	-	
国で直接実施	可	理由	-			
	否	理由	本事業は、重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを実施するものであり、事業の実施に当たっては、施設介護に関する専門的な知識を有するスタッフが必要があることから、国が実施することは困難であることから、必要なスタッフを有している事業者に委託することとしているものである。 なお、国が自ら行う場合には、施設介護等の専門知識を有する行政職員の大幅な増員が必要となる。			
自治体	可	想定する実施主体	-			
	否	理由	-			
民間等への移行	否	理由	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図る。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によっても給付が受けられる場合であっても、業務上の災害によって障害を負った場合は、まず労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条)。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)	(予算の削減) ・ 事業の実施方法について過去より厳しく精査しており、平成18年度以降平成22年度までの5年間において、平成17年度予算に対して、18.2億円(△44.5%)の削減。 ・ 平成22年度においては、天下り法人への2割予算削減指示(大臣指示)を受け、施設事務職員の削減(48名→40名)及び直近の実績(施設清掃の入札を行ったなど)を基に経費を削減。 (調達の見直し) ・ 平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度からは、参加要件を緩和するとともに企画競争を実施。 ・ 重度被災労働者に対する施設介護サービスを提供するという特性からも、高い専門性と安全性、安定的な事業運営ができる事業主体を引き続き選定していく必要があるものの、他の主体の参入可能性を高めるため、分割調達について検討する。					

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	労災特別介護援護事業			
事業の収支状況(千円)	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
収入	4,605,726	4,645,358	4,454,315	
内訳	国からの補助金収入	2,389,032	2,272,824	
	その他の収入	2,216,694	2,181,491	
支出	4,605,726	4,645,358	4,374,023	
収支差	0	0	80,292	
予算額	平成22年度予算額	人件費		
	事業費 652,110 千円	}	人件費 (厚労省〇B分内訳)	従事役員数 (厚労省〇B分内訳)
	人件費 1,617,313 千円		役員 () 千円 () 人	
	管理費 0 千円		常勤職員 1,617,538 (272,523) 千円 352 (24) 人	
総計 2,269,423 千円	非常勤職員 () 千円 () 人			
	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
決算額(千円)	2,389,032	2,417,716	2,272,824	
内訳	事業費	781,786	687,475	
	人件費	1,607,246	1,585,349	
	管理費	0	0	
再委託補助	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	
	厚労省〇Bが在籍している団体等への再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	
	再委託・補助先 (名称)			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
(財)労災サポートセンターが資産として保有している準備資産等について、必要性の有無を再検討し、これにより不要となる資金についての国庫への納付及び委託契約に入居費等に関する精算条項を設けること	会計検査院	②	会計検査院からの意見表示を踏まえ、準備資産等の必要性の有無を再検討し、これにより不要となる資産については、国庫へ納付するほか、委託契約に入居費等に関する精算条項を設けることとする。

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
[日付] 無			
[内容]			

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	労災ケアサポート事業			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 社会復帰促進等事業費 (目) 社会復帰促進等事業委託費			
法人名	(財) 労災サポートセンター			
事業担当部局	労働基準局	法人所管部局	労働基準局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とする。		
	対象 (誰/何を対象に)	労災年金受給者及びその家族		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	各都道府県に活動拠点を設け、全国に点在する労災年金受給者及びその家族に対して次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師又は介護士(労災ケアサポーター)による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する重度被災労働者の障害・傷病に適応した介護を行う労災ホームヘルパーの養成及び専門的介護の提供 ④ 労災年金受給者に対する専門的な相談・指導		
	根拠法令(具体的な条文(①条①項など)も記載)	労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号	関係する通知等	
	事業の補助割合	定額		
	事業開始年度	昭和52年度	事業終了年度	—
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 また、労働災害の重度被災労働者は、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、褥瘡、知覚障害、膀胱障害、直腸障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること等から、せき髄損傷等に係る専門的介護知識を持った看護師等による専門的な支援が必要である。 これら労災年金受給者の生命・生活維持に必要な援護を図ることは、国の責務と考えている。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 2万2千3千人を超える労災年金受給者は、日本の産業の発展に尽くす中で被災された方々と殉職された被災労働者のご遺族である。中でも、傷病・障害等級が1～3級の被災労働者は、重度の身体的な障害を負っているものであり、その数は約3万人に上り、その約7割は60歳以上の高齢者という状況で、健康や介護に関する深刻な問題が生じており、これら労災年金受給者の生命・生活維持に必要な援護を図ることは、国の責務と考えているが、国が自ら行う場合には、国家公務員の定員事情が厳しい中で介護等の専門性を有する行政職員の大幅な増員が必要なることから、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護等が出来るスタッフを有している事業主体に委託する必要がある。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	無			

事務・事業シート (概要説明書)						
事業名		労災ケアサポート事業				
成果目標		(現状の成果) 労災年金受給者等に対して、訪問支援等を年間3万件以上実施しており、また、本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生命維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得ている。 (今後の方向性) 労災年金受給者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等を適切に実施する必要がある。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		労災年金を受給等に対して、訪問支援等を年間3万件以上実施	件	32,915	39,802	39,682
		本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生命維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。('20, '21)	%	99.1	95.7	96.3
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		労災年金相談所	か所	47	47	47
予算執行率			%	86.5	82.2	87.2
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H19年度	H20年度	H21年度
		※ 別紙のとおり				
国で直接実施	可	理由	—			
	否	理由	本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている労災年金受給者等に対し、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による専門的な介護サービスを提供するものであり、事業の実施に当たっては、介護に関する専門知識を有するスタッフが必要であることから、国が実施することは困難であり、必要なスタッフを有している事業者に委託しているものである。 なお、国が自ら行う場合には、介護等の専門性を有する行政職員の大幅な増員が必要となる。			
自治体	可	理由	—			
	否	理由	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等)。			
民間等への移行		理由	(予算の削減) ・ 事業の実施方法について過去より厳しく精査しており、平成18年度以降平成22年度までの5年間において、平成17年度予算に対して、11.3億円(Δ57.0%)の削減。 ・ 平成22年度においては、天下り法人への2割予算削減指示(大臣指示)を受け、重度被災労働者に対する看護師等による訪問支援に重点化(巡回指導の廃止)を図り、前年度予算に対して、5.9億円(Δ40.8%)削減し、労災特別介護援護事業と合わせて2割予算削減を実施。 ・ 23年度要求において、介護・医療に関する訪問支援業務について、対象者の見直しを図るとともに、訪問支援時における労災年金に関する相談業務等を廃止し、経費の削減を図る。 (調達の見直し) ・ 平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度からは、参加要件を緩和するとともに、企画競争による調達へ順次移行してきた。 ・ 調達方法について、他主体の参入可能性を高めるため、各都道府県に設置している労災ケアサポートセンターの設置要件を緩和する。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		(予算の削減) ・ 事業の実施方法について過去より厳しく精査しており、平成18年度以降平成22年度までの5年間において、平成17年度予算に対して、11.3億円(Δ57.0%)の削減。 ・ 平成22年度においては、天下り法人への2割予算削減指示(大臣指示)を受け、重度被災労働者に対する看護師等による訪問支援に重点化(巡回指導の廃止)を図り、前年度予算に対して、5.9億円(Δ40.8%)削減し、労災特別介護援護事業と合わせて2割予算削減を実施。 ・ 23年度要求において、介護・医療に関する訪問支援業務について、対象者の見直しを図るとともに、訪問支援時における労災年金に関する相談業務等を廃止し、経費の削減を図る。 (調達の見直し) ・ 平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度からは、参加要件を緩和するとともに、企画競争による調達へ順次移行してきた。 ・ 調達方法について、他主体の参入可能性を高めるため、各都道府県に設置している労災ケアサポートセンターの設置要件を緩和する。				

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	労災ケアサポート事業			
事業の収支状況(千円)	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
収入	1,493,750	1,322,808	1,266,816	
内訳				
国からの補助金収入	1,483,863	1,314,316	1,258,459	
その他の収入	9,887	8,492	8,357	
支出	1,493,750	1,322,808	1,266,816	
収支差	0	0	0	
	平成22年度予算額	人件費		
予算額	事業費	207,858 千円		
	人件費	632,149 千円	人件費 (厚労省OB分内訳)	従事役員数 (厚労省OB分内訳)
	管理費	14,120 千円	役員 () 千円 () 人	() 人
	総計	854,127 千円	常勤職員 632,149 (340,753) 千円 () 人	99 (52) 人
		非常勤職員 () 千円 () 人		
	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
決算額(千円)	1,483,863	1,314,316	1,258,459	
内訳				
事業費	560,105	429,687	390,945	
人件費	865,186	819,365	825,215	
管理費	58,572	65,264	42,299	
	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
再委託・補助	/	/	/	
(件数/金額(百万円))	/	/	/	
うち厚労省OBが在籍している団体等への再委託・補助	/	/	/	
(件数/金額(百万円))	/	/	/	
再委託・補助先(名称)				

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
無				

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
[日付] 無				
[内容]				

パンフレット等の作成について(別紙)

平成19年度

名称	作成部数	廃棄部数	主な配布先
労災保険のことお気軽にご相談ください(ポスター)	6,300	-	各自治体及び社会福祉協議会及び商工会等
労災年金福祉協会のあらし	25,500	-	労災年金受給者及びその家族
わかりやすい「過労死」等と労災保険(パンフレット)	2,000	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
「過労死」と労災保険リーフレット	5,000	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
年金と福祉の案内(パンフレット)	8,000	-	労災年金受給者及びその家族
労災ケアサポート事業リーフレット	29,500	-	労災年金受給者及びその家族

※配布先での廃棄部数は把握できない。ただし、労災年金福祉協会及び労災年金相談所における廃棄部数は0部。

平成20年度

名称	作成部数	廃棄部数	主な配布先
労災保険のことお気軽にご相談ください(ポスター)	5,500	-	各自治体及び社会福祉協議会及び商工会等
労災年金福祉協会のあらし	25,100	-	労災年金受給者及びその家族
わかりやすい「過労死」等と労災保険(パンフレット)	4,800	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
「過労死」と労災保険リーフレット	4,800	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
年金と福祉の案内(パンフレット)	18,000	-	労災年金受給者及びその家族

※配布先での廃棄部数は把握できない。ただし、労災年金福祉協会及び労災年金相談所における廃棄部数は0部。

平成21年度

名称	作成部数	廃棄部数	主な配布先
「過労死」と労災保険リーフレット	5,300	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
「過労死」等と労災保険パンフレット	5,300	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
労災ケアサポート事業の概要	41,000	-	労災年金受給者及びその家族
事業案内	3,000	-	労災年金受給者及びその家族
在宅介護リーフレット	30,000	-	重度被災労働者及びその家族

※配布先での廃棄部数は把握できない。ただし、労災サポートセンター及び労災ケアサポートセンターにおける廃棄部数は0部。

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	新規労災年金受給者支援事業			
会計勘定・項目	(会計勘定) 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 社会復帰促進等事業費 (目) 社会復帰促進等事業委託費			
法人名	(財) 労災サポートセンター			
事業担当部局	労働基準局	法人所管部局	労働基準局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	<p>新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会を実施することにより、新規労災年金受給者の安定した年金生活の維持や自立の促進に不可欠な援護を図る。 また、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等事務を実施することにより、労災年金の過誤払い等の防止及び労災年金の適正な給付に寄与することにより、労災年金受給者の安定した生活維持に必要な援護を図る。</p>		
	対象 (誰/何を対象に)	新規労災年金受給者		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	① 新規労災年金受給者に対する説明会の実施 ② 労災年金定期報告書の点検等業務		
	根拠法令(具体的な条文(①条①項など)も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号	関係する通知等	
	事業の補助割合	定額		
	事業開始年度	平成21年度	事業終了年度	平成22年度
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>本事業は、新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会を実施することにより、新規労災年金受給者の安定した年金生活の維持や自立の促進に不可欠な援護を図るものである。また、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等事務を実施することにより、労災年金の過誤払い等の防止及び労災年金の適正な給付に寄与するもので、もって労災年金受給者の安定した生活維持に必要な援護を図るものである。</p>			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	平成23年度より国による直接実施に切り替える。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	無			

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名	新規労災年金受給者支援事業				
成果目標	説明会等を全国で170回以上開催すること。また、本事業に対する利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得ることを成果目標に設定し、平成21年度より実施したところであり、労災年金受給者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等を実施する必要がある。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	説明会等を全国で170回以上開催すること	回	—	—	225
	本事業の利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る	%	—	—	94.6
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	全都道府県で説明会を実施	か所	—	—	47
	労災年金定期報告点検等事務	署	—	—	130
予算執行率		%	—	—	77.7
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度
			—	—	—
			—	—	—
国で直接実施	可	理由	平成23年度より国による直接実施に切り替える。		
	否	理由	—		
自治体 民間等への移行	可	懸定する実施主体	—		
	否	理由	—		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)			平成23年度より国による直接実施に切り替える。		

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名	新規労災年金受給者支援事業				
事業の収支状況 (千円)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
内訳	収入	—	—	27,215	
	国からの補助金収入	—	—	27,215	
	その他の収入	—	—	0	
	支出	—	—	27,215	
	収支差	—	—	0	
予算額	平成22年度予算額	人件費			
	事業費	60,299 千円	}	人件費 (厚労省OB分内訳)	従事役員数 (厚労省OB分内訳)
	人件費	0 千円		役員	() 千円 () 人
	管理費	0 千円		常勤職員	() 千円 () 人
	総計	60,299 千円		非常勤職員	() 千円 () 人
決算額 (千円)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
内訳	事業費	—	—	27,215	
	人件費	—	—	0	
	管理費	—	—	0	
	再委託・補助	—	—	—	
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	/	
	当厚労省OBが在籍している団体等への再委託・補助 (件数/金額(円))	/	/	/	
	再委託・補助先 (名称)	—	—	—	

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
無				

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
[日付] 無				
[内容]				

平成22年度第20回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成22年11月1日（月） 17：30～19：30

開催場所：中央合同庁舎第5号館厚生労働省専用第15・16会議室（12階）

出席者：宮山座長、岩瀬仕分け人、草間仕分け人、田代仕分け人、山内仕分け人、中村仕分け人、

（開会）

○総括審議官

それでは、定刻ですので、「第20回厚生労働省省内事業仕分け」を開始したいと思います。本日の進行については、民間有識者の仕分け人のうちから、宮山徳司委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮山座長

本日の進行役を務めさせていただきます宮山でございます。本日は、日本水道協会、労災サポートセンターを対象として、省内事業仕分けを実施いたします。最初に、日本水道協会を取り上げます。

（省内事業仕分け室からの説明）

○宮山座長

まず始めに、日本水道協会について、簡単に省内事業仕分け室から概要のご説明をお願いします。

○総括審議官

日本水道協会について、資料1の1頁、「法人の概要」です。基礎データで、役員は、常勤1名、非常勤93名で、大変多い役員がいます。このうち、国家公務員出身者はおりません。職員は226名、そのうち国家公務員出身者が常勤で1名です。予算については、31億円余りですが、国からの財政支出が、0.22億円。ただ、本年10月現在となっておりますのは、下のほうを見ていただきますと、競争的な事業を公募で受託しようと考えていますが、受託できるかどうかはやってみなければわからないということで、法人のほうの予算としては、このぐらい受けたいと立てていますが、実際受けられるかどうかはわからないので、現在の時点では、0.22億円というのは決まっています。

それから、事業の黒い枠の中ですが、水道技術管理者資格取得講習、いわば登録事業で、法律に基づいて、一定の要件に該当して登録したところが、こういう講習をすることができる。日本水道協会がこの登録をして、講習をしているものです。これが国との関係ということです。この部分については、国からの財政支出はありませんが、国との関係はこういったところがあるということです。事業でいちばん大きいのは、黒枠のひとつ上にある水道用資機材の検査事業、給水装置等の品質認証事業です。

組織体制は、本部のみで、管理部門の体制6%、地方組織はない。以上でございます。

（担当部局・法人からの事業説明）

え得る、そういう資格に向けての 1 つのあり様ということ、しっかり捉えるということと、あとは、最低限のインフラ的な意味合いにおける維持管理という、2 種類ぐらいの資格に分けると。水に関しては日本ですから、日本の水道協会として、あるいは日本の上水道として、これをどう世界にしっかりとアピールしていくかが問われることの 1 つの元がここにあると思いましたので、よろしく検討をお願いします。

○中村仕分け人

私も改革案では不十分という結論です。特に国からの予算は入れていませんが、地方からの税金を入れていて、いわゆる地方公務員の再就職先という感じで、歴史があるのに、若い人も育てていないという感じを受けました。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

それでは、評価シートの集計表を発表させていただきます。それぞれのコメントからも明らかですが、まず、水道技術管理者資格取得講習の事務・事業についてですが、6 名全員の方が改革案では不十分ということです。その内訳ですが、事業の効率性を高めた上で、登録制度を廃止し、国で直接実施という方が 1 人、事業の効率性を高めた上で、登録の要件を緩和するなどして、他の民間法人の参入を促進して実施が 2 人、法人で事業継続するが、更なる見直しが必要が 3 人ということです。

組織運営体制ですが、これもそれぞれコメントにありましたように、6 名の方全員が改革案では不十分ということです。

○宮山座長

ありがとうございました。それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれましては、日本水道協会の改革案の、更なる検討、取りまとめを引き続きお願いします。

○総括審議官

今日、政務三役が出席しておりませんので、しっかりと皆様方のご意見を伝えて、改革に努めたいと思います。

○宮山座長

よろしく願いいたします。それでは、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(法人及び所管課入替)

○宮山座長

次に、労災サポートセンターの事業仕分けに移ります。

(省内事業仕分け室からの説明)

○宮山座長

はじめに、労災サポートセンターについて簡単に省内事業仕分け室から概要をご説明願います。

○総括審議官

それでは、労災サポートセンターの資料 1 です。1 頁、「法人概要」の基礎データですが、役員は、常勤 1 名、非常勤 10 名です。うち、国家公務員出身者は、常勤 1 名、非常勤 1 名です。職員は 438 名で、国家公務員出身者は 96 名です。非常勤職員はほかにいらっしゃいます。

予算は 57.6 億円で、うち、国からの財政支出が 31.8 億円で、平成 21 年度よりは少し減っておりますが、大半が国からの財政支出です。

主な事務・事業は、労災の施設、労災になられた方の介護を行う施設を運営委託する事業、これが、この労災特別介護援護事業です。在宅で労災にあわれた方のサポートをする事業が、労災ケアサポート事業の委託事業で、こちらも予算は 8.6 億円、大半が国からの支出です。

新規労災年金受給者支援事業も委託事業ですが、労災年金を受給された方についての相談事業で、これもすべて国からの財政支出です。

この資料には書いてありませんが、少し補足を申し上げますと、この労災サポートセンターについては、先週 10 月 27 日（水）の行政刷新会議の特別会計仕分けワーキンググループにおいて、労働保険特別会計のあり方について議論がなされました。ワーキンググループとしては、労災保険に関しての社会復帰促進等事業については、「原則廃止」という評決結果が下されました。実は、いま申し上げましたこの黒い枠で囲ってあります 3 つの事業は、いずれもこの「原則廃止」と判定された社会復帰促進等事業に含まれています。

従来、この省内仕分けについて、刷新会議で対象になったものは、仕分けがされているということで議論はしてきませんでした。そうでないものをこの場の議題に供するというのが従来の方針だったのですが、ちょうどこの刷新会議があったのは、先週の水曜日で、直前でした。省内仕分けは、前から事前調査、その他をやっていましたので、予定どおり今回対象とさせていましたので、議論を供したいと思っています。よろしく願いいたします。

組織体制は、この右側をご覧くださいますと、本部に 30 名余りで、8 つの介護施設があって、あとで出てきますが、そちらに 349 人。全国の相談所に所長さんとケアサポーターさんで 105 名の体制です。管理部門の比率は、全体で 9.3%です。以上が概要です。

○宮山座長

ありがとうございました。

(担当部局・法人からの事業説明)

○宮山座長

引き続き、所管部局・法人側から、労災サポートセンターの事務・事業の概要を説明

いただくとともに、当該法人の現時点での改革案の提示をお願いいたします。ポイントを絞って、また、先日の行政刷新会議の仕分け結果にも触れながら、13分以内で簡潔なご説明をお願いいたします。手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にしたうえで、説明をお願いいたします。制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○労働基準局労災補償部長

労働基準局の労災補償部長の尾澤です。資料に基づいてご説明申し上げます。その前に、先ほど総括審議官からご紹介がありましたように、先週、行政刷新会議の特別会計の仕分けがありまして、労働保険特別会計についてご議論がありました。簡単にご紹介申し上げますと、その際、主に議論されたのは、雇用保険二事業で、この社会復帰促進等事業は、未払賃金の立替払事業や、労働政策研究・研修機構の研究事業等について触れられたのみで、本日ご説明申し上げますこのサポートセンターが行う事業について、特別に言及があったわけではありません。社会復帰促進等事業は「原則廃止」という評価結果が出されているわけですが、労災保険給付に関する上乘せ分の給付、あるいはその未払賃金の立替払、被災労働者に対する義肢・補装具の支給など、この社会復帰促進等事業で行っていて、被災労働者の保護のために不可欠な事業と考えていまして、今後の対応は慎重に検討していきたいと考えています。

資料に基づいてご説明申し上げます。2頁をご覧くださいと思います。ここに、労災サポートセンターの概要ということで事業が載っています。先ほど総括審議官からありましたように、このサポートセンターに対して、下に箱が4つあります。①「施設入居者に対する支援」、②「労災年金受給者に対する支援」、③「新規労災年金受給者に対する支援」と、こういう事業を国からの委託で行っています。その上にありますように、労災に関する年金の受給者は約22万人いますが、このうち傷病・障害年金で重度の方は、2万7,000名余りいます。こうした方々に対して主に事業を行っています。

3頁をご覧ください。最初に、「労災特別介護援護事業」です。ここに8つの特別介護施設ということで載せています。入居者数それぞれ90名前後で、全体で732名の方がこの介護施設に入居されて介護サービスを受けていますが、これは労働災害によってせき髄損傷などの障害、じん肺などの障害で、労災年金の傷病等級又は障害等級が1級から3級の重度に認定された方々で、しかも在宅での介護が困難であり、原則として60歳以上の方々に対してこの施設に入居いただき、こうした障害・傷病の特性に応じた専門的な介護サービスを実施しています。

右の表の入居者の疾病名の中に、「けい損・せき損」とありますが、けい椎の損傷、せき髄の損傷を受けられた方々が約7割を超えており、「頭部外傷」の方が2割を超えています。あと、「じん肺」というような方々で、こうしたせき損、けい損の方々については、両手両足の麻痺、ご自身では体位変換ができないということで、褥瘡、すなわち床ずれになって、身体の組織の壊死が起こるということで、一度発生しますと、肉体的、また精神的に大変な苦痛を伴います。また、排便等もご自身でなかなかできないということで、こうした方々に対する手厚い介護がこの施設では必要となってきます。

このような方々に対する介護については、1施設で平均入居者の方が90名いますが、対応するほうとしては、看護師が12名、介護士が24名、そのほかに療法士・栄養士等の9名、合わせて45名で、24時間体制で介護を行っています。

4頁の「労災ケアサポート事業」についてのご説明を申し上げます。このケアサポート事業は、重度の障害で、在宅で介護、看護等を受けておられる方々に対してサポートしている事業で、こうした重度の被災労働者のお宅に訪問して、本人、また介護をされている家族の方々に対して、先ほど言いましたようなせき損等の傷病・障害に対応した介護の方法、年金制度の相談などに応じたりする事業で、全国47都道府県で実施しています。

次の5頁は「新規労災年金受給者支援事業」です。これは新たに労災年金受給者となった方に対して、労災年金制度や手続きについての説明と、この年金の受給者の方々に年2回報告書を提出いただくことになっていますが、この点検等を行い、労災年金受給者への過誤払いを防ぐための事業を行っています。以上が労災サポートセンターに委託している事業です。

続いて、資料2に基づいて、このサポートセンターに関する事業の改革案についてご説明申し上げます。1頁をご覧ください。「ヒト（組織のスリム化）」「モノ（余剰資産などの売却）」「カネ（国からの財政支出）」ということで、改革案を示していますが、「ヒト」「モノ」については、法人のほうから、後ほどご説明させていただきます。

3つ目の「カネ」のところですが、委託事業について、平成21年度40億円、平成22年度31.8億円で、経費の見直しを図って、前年度から2割の削減を行っています。また、来年度、平成23年度の概算要求に向けては、「新規労災年金受給者支援事業」の廃止によって、これを国による直接実施にしたいと思っています。また、「労災特別介護援護事業」についても、一部見直しによって、現在のところ合わせて、1.4億円削減することとしています。さらに、この「労災ケアサポートセンター事業」は、いま47都道府県で行っていますが、設置要件の緩和や労災年金相談業務を廃止することにより、更なる削減を行っていきたいと思っています。

2頁の「事務・事業の改革」です。これについて、事業の効率性、専門性、重度の被災労働者の方々の安全性等を十分に踏まえたうえで、必要な見直しを行いたいと思っています。最初の○ですが、先ほど申しましたように、新規の年金の受給者の方々に対する支援事業を廃止します。

次に、施設介護を行っている労災特別介護援護事業については、1つには、第3者評価機関の評価結果、他の介護福祉施設との比較等々の下に、看護・介護職員等の配置体制の見直し、入居率は現在90%になっていますが、このアップ等々への取組を行っていきたいと思っています。先般、会計検査院から意見表示という形で、労災特別介護援護事業から生じた資産の取扱い等について求められていますが、この改善も図りたいと思っています。

ケアプラザ（介護施設）ですが、現在ここに総務課、援護課、介護課と3つの課がありますが、総務課と援護課の統合を行って、組織のスリム化を図ることにより、行政OB職員8人の削減。この事業は、平成元年度から20年度まで随意契約で行ってきましたが、平成21年度から企画競争入札になっていますが、結果として、現在1者応札という状況

です。この事業を始めた当時と比べて、福祉サービスを実施する事業者が非常に多くなっていることもありますので、他の主体の参入の可能性を高めたいということで、分割調達についても検討したいと考えています。

ケアサポート事業は、先ほど申しましたように、いま現在、各都道府県に事務所を設置することにしてはいますが、この設置要件を緩和したいと考えています。事業内容については、訪問による労災年金の相談業務は、国によるコールセンター等々の業務に変えていきたいと、これにより OB 職員 42 名を削減したいと考えています。在宅の介護・医療が必要な方々に対する訪問支援事業は、これも 65 歳未満の方に集中するという点の見直しを図りたいと考えています。これらの事業の縮小により、本部のケアサポート担当の OB 職員 1 名の削減という改革を進めていきたいと考えています。

引き続きまして、財団からご説明申し上げたいと思います。

○宮山座長

ありがとうございました。

○（財）労災サポートセンター会長

財団法人労災サポートセンター会長の馬杉です。私からは、当財団の概要、組織のスリム化についてご説明申し上げます。ただいまの本省の説明と多少重複すると思いますが、お許しいただきたいと思っております。

はじめに、資料 2 の 1 頁、「ヒト」の欄、平成 21 年度をご覧ください。当財団は、昨年 7 月 1 日、施設介護を行う労災ケアセンターが、労災年金受給者の相談支援を行う労災年金福祉協会を吸収合併し、名称を「労災サポートセンター」に改めました。この合併に際し、本部組織のスリム化を図るとともに、非常勤役員を 10 人、職員を 5 人削減しました。

資料 1 の 2 頁、「労災サポートセンターの概要」をご覧ください。当財団では、合併時に制定した「基本理念」の下に、厚生労働省から委託された①、②、③の事業と 4,000 を超える企業等から寄せられた賛助金等をもとにして、④の自主事業を行っています。

①は、8 箇所の労災特別介護施設において、本年 4 月末現在で、732 人の介護を行っています。これらの入居者のうち、72%の方がせき髄、けい椎を損傷した方々で、これが労災特別介護施設の大きな特徴となっており、これらの方々の介護に全力を注いでいるのが現状です。

②は、労災年金相談所の看護師等が約 2 万 8,000 人の方の自宅を訪問し、専門的指導を行っています。また、労災ホームヘルパーによる介護サービスについては、1 万 6,000 件を超える利用があります。さらに、平成 21 年度実績で、33 万 6,000 件の労災年金受給者に対する専門的な相談、指導を行っています。

③については、新規労災年金受給者説明会を 208 回開催し、労災年金定期報告書について 11 万 5,000 件の点検を行いました。

資料 2 の 1 頁、「ヒト」の欄をご覧ください。平成 22 年度においても、常勤理事を 1 人、職員を 48 人削減しました。さらに平成 23 年度においては、行政における委託事業

の改革を踏まえ、方向性を増して、右上の削減数にありますように、スリム化をしています。また、職員については、国家公務員 0B97 人のうち、54 人を削減する予定で、その後任を新たに採用する場合も公募を実施する予定です。次の 2「モノ」については該当はありません。私からの説明は以上です。

○宮山座長

ありがとうございました。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○宮山座長

次に、省内事業仕分け室から、議論の参考として、労災サポートセンターの事務・事業の論点の提示をお願いします。

○総括審議官

資料 3、論点等です。1 頁、「主要な論点」ですが、当該法人の組織が、適切かつ効率的な体制となっているかどうか。特に、管理部門の体制は過大かどうかです。管理部門の比率は、比率にしますと 9.3%ですが、45 名ということで、実数としては大変大きな数値です。2 頁目は、労災の事業での委託事業ということで形成されているわけですが、委託事業の必要性があるかどうか、十分な効果が得られているか。また、当該法人でなければ実施できないかどうかということで、先ほど説明にもありましたが、現在、企画競争ですが、実質上、1 者応札ということで、今後も分割調達という改革案が示されていましたが、こういった点が論点かと思えます。

4 頁は、この法人の事業の大半が国からの財政支出ですので、それが適正な額かどうか、実施に当たっての無駄はないかといった点かと思えます。法人の管理体制や余剰資産については、先ほど説明したとおりです。5 頁は、法人の財務状況ですが、これも労働基準局から説明がありましたが、会計検査院からの指摘もあるということで、支払準備資産などについて、積立資産が 7 億円余りありますが、これがどういう目的のものかということで、これは返還する必要があるのではないかとといったようなことがあります。それから、組織合併がなされたということですが、これについて、きちんとした効果があったのかどうかといったことも論点かと思えます。その辺りの経緯が、5、6 頁に書いてあります。7 頁は、主要な論点でお話したとおりです。8 頁は、主要な論点で口頭で説明しましたとおり、現在のこの委託事業の契約方式が企画競争となっていますが、これが妥当かどうか、より競争性のある方式を検討する必要があるのではないかを記載しています。以上です。

○宮山座長

ありがとうございました。

(議論)

○宮山座長

それでは、議論に移ります。労災サポートセンターの事務・事業の概要や現時点の改革案を踏まえ、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いします。議論の時間は、30分を目安にお願いします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合には、チャイムを1回鳴らしますので、ご留意いただきたいと思えます。また、制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは2回鳴らします。それでは、よろしくをお願いします。

○草間仕分け人

高萩市長の草間です。私からは、2点お聞きします。1点目は、制度についてです。2点目が、仮にこの制度が存続した場合についてです。まず1点目ですが、いろいろ聞いていますが、介護保険、または障害者自立支援法で対応できるのではないかと考えていますが、どうかと。2点目は、仮に存続した場合に、いま随契でサポートセンターがやっていますが、これは民間でできるのではないかとということです。

2つ目は、このセンターは1箇所では十分ではないかなと思えます。基本的に、相談は提携化できますので、十分ではないかと考えています。そして結論から言えば、従来のサポート、例えば年金の相談、受給の相談、ケアの相談に特化すべきではないかと思えます。以上、質問させていただきます。

○労災保険業務課長

労災保険業務課長の植松です。いまのご質問について、お答えしたいと思います。まず、ケアプラザ（介護施設）に関する質問があったと思えます。これについては、ここに懸かる入居者について説明があったように、基本的に1級から3級という障害者になっています。先ほど説明がありましたように、せき損の方が非常に多いということです。それに類するイメージとして、いま草間市長からお話があったように、身体障害者の療護施設と似たような施設ではないかと思えます。それから、ケアプラザについては、60歳以上という、一部高齢の方を対象としていることで、特養などと似ていないかという趣旨の質問ではないかと思えます。けい損・せき損の方が非常に多いということになりますと、先ほど説明があったかと思えますが、介護について非常に手間がかかると思いますか、床ずれしたり、自分で動けないということで、介護者が常に注意をしなければなりません。それから、自分で排便ができないということで、施設の方にお聞きしますと、非常に摘便に時間がかかるということのようです。そのために、私どもでは24時間体制で、看護師が1名夜勤で付き、介護士が3名付いて、チームで4名、24時間体制でやっています。こういった施設を、先ほどの療護施設や特養でやっている所は、私どもが調べた範囲では10%はないのではないかと認識しているところです。そういった意味で、そのような方をどうしたらいいのかということになるかと思えますが、自宅で介護できないという状況からすると、国でこういった介護施設を設けて入居していただいて、介護していくことが必要ではないかと思っているところです。

それから、随意契約の話がありましたが、先ほど改革案でお話をしましたように、競争性を高めることについては、私どもはやっていきたいと思っています。ただ、先ほど

説明しましたように、いままで 1 者応札という状況になっていますので、これを 1 者応札から競争性をさらに高めるとい改革に向けての検討を、現在進めています。もう 1 点、コールセンターの話がありまして、ケアサポート事業、年金相談事業について、相談業務は、もうコールセンターでいいのではないかというお話がありました。年金相談といった、すべて国で実施することによって、コールセンターを設置する等、改革を図っていきたいと思っているところです。以上です。

○草間仕分け人

まず 1 点目ですが、こちらの施設に限らず、老健施設、特養も 24 時間体制です。しかも、老健施設、特養の場合ですと、いま要介護 4、5 辺りですから、認知症の対応が非常に出てきている。特に、後期高齢者、75 歳以上の認知症の発症率は、会長もご存じのとおり、高くなります。そうすると、床ずれや身体介助の定期的なサポートよりも不確定なのですね。パラメーターが高くなります。むしろケアプラザよりも高いケアが必要になります。何が言いたいかというと、ケアプラザに限らず、どこも同じような状況だということです。むしろ、特養のほうが、目配り、セキュリティーの部分で非常に高いケアが要求されていることは、ご指摘しておきたいと思えます。

結論からいうと、いまのお話を聞いていて、私が大臣になったら、やはり同じだなという感覚を受けます。一言で言いますと、従来の介護保険のサービス、あるいは身体障害者自立支援法のサービスで対応できるのではないかという印象を受けました。以上です。

○田代仕分け人

3 点ほど教えてください。まず、国家公務員 0B を大幅に減らすという、これは非常にいいことだと思うのですが、それでもまだ平成 23 年度で減らしたうえで 43 人残っているという感じになっていますね。その人たちは、どういう仕事をしているのかを教えてくださいたいと思えます。それから、このサポートセンターには、いま 7 百何千人入っておられますが、そこに入りたいと思って入っていない人、待機者は何人ぐらいおられるのでしょうか。それから、改革の 2 頁目にいろいろ書かれています、「検討を図る」とか「検討する」とか「改善を図る」というのはあるのですが、いつまでにやる予定であるのかをそれぞれ教えてください。以上です。

○（財）労災サポートセンター専務理事

0B46 名ですが、ケアプラザに施設長、総務課長、援護課長ということで、各施設に 2 名ないし 3 名おります。それから、年金相談所に、相談所長、残りが相談員ということで、行政 0B が張り付いているという状況です。

○田代仕分け人

ということは言ってみれば、現場というよりも管理職という感じですね。

○（財）労災サポートセンター専務理事

管理職ですね。それから、年金相談所の相談員は、所長以外の職員は管理職ではありません。

○田代仕分け人

待機者は何人ぐらいですか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

200人不足です。

○田代仕分け人

その人たちは、入れるのですか。というのは、これは一旦入ったら、そんなに簡単に出ることはないと思うのですね。たぶん、入られたら、そこが終の住処みたいになるのではないかという感じがするのですが、その辺りの見通しはどのように考えているのでしょうか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

本年4月1日現在で、入居者数が732人です。定員が800人ですので、その隙間は68人です。その中に、各施設2部屋ずつ、デイサービスに使うことを予定していますので、そこから16を引いた数、まだ入居の可能性は隙間としてはあるということです。

○田代仕分け人

それはそうでしょうが、ただそうすると、いまでも170、180人ぐらいは、まだ入れる見込みはないということですか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

はい。

○田代仕分け人

それから、3つ目の検討の時期はいつなのでしょう。

○労災保険業務課長

これについては、平成22年度中に検討の結論を得るとしていきたいと思っています。

○田代仕分け人

ここにいろいろ書かれていますが、全部平成22年度中ということは、来年の3月末ということですね。

○労災保険業務課長

はい。

○田代仕分け人

はい、わかりました。

○宮山座長

関連して、いまの件で 1 点だけお尋ねします。入所待機中の方がいらっしゃるということなのですが、その関連で、まず原則 60 歳ということですが、60 歳未満の方々はどのような形で、どういう場で介護を受けておられるのか。それから、現在、待機者の方々はどのような状態で待機をされているのか。皆さん全部在宅なのか、それとも他の施設、医療機関、あるいは介護施設なのか、その辺りを教えてください。

○（財）労災サポートセンター専務理事

まず待機者の状態ですが、在宅の方もいらっしゃいますし、病院に入院中の方もいらっしゃいます。それから、ほかの施設に入所されている方もいらっしゃいます。

○宮山座長

ほかの施設というのは、例えば障害関係や介護関係ですか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

障害関係や老健です。

○宮山座長

その施設に入っておられる方もいらっしゃるのですね。

○（財）労災サポートセンター専務理事

いらっしゃいます。

○宮山座長

それから、60 歳未満の方々に、そのような状態の方々は、どういう介護を受けておられるのでしょうか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

60 歳未満の方でも、傷病、障害等級 1 級から 3 級、我々のほうでは重度と区分しておりますが、その方々が実際に入居するケースがありますが、それを見る限りでは、ほかの施設に入所されていた方、あるいは在宅で介護を受けられているという方がおり、大体待機者と同じような状況だと思います。

○山内仕分け人

関連になるのですが、16 名のデイサービス待機用というものがあるということなのですが、それでも枠はありますよね。定員 800 名との差がありますよね。その差に対して、待機者が 180 名という中で、なぜそれを埋めようとしないのか、これは地域的な問題な

のか、症状の問題なのか、どこに原因があると考えますか。充足率のアップを目指すと明快におっしゃっていますよね。要は、アップを目指しているのにもかかわらず、既に待機者の数と現実の空きのベット数との差がなぜ生じているのかについて、説明をお願いしたいと思います。

○（財）労災サポートセンター専務理事

1 つ大きな要因としては、将来待機される方の中で、待機している方は入居申請をしたという意味で把握しているのですが、現在は家族介護を受けているのですが、将来家族が病気になって介護が受けられなくなったという事態を想定して、とりあえず申請をするケースも結構あります。実際、空きが出たときに、こちらから待機者の方にそれぞれ電話をかけたり、あるいは実際に伺って、その辺りの事情をお聞きするわけですが、「いや、まだもうちょっといい」というような方も結構いらっしゃいます。それから、私どもの施設では個室を基本としているわけですが、症状が重い方、あるいは介護度、看護度の高い方は、ナースステーションの近くに 4 人床を設けまして、そこで頻繁に出入りできるようにしているわけです。その個室に入りたいのだけれども満床で 4 人床しか空いていない、あるいは、逆に症状の状態からしてナースステーションのそばの 4 人床がいいと思われる方について、個室しか空いていないという、いわゆる居室のミスマッチも別途ございます。

○山内仕分け人

1 級から 3 級の労災の対象者は、2 万 7,450 名ですよね。そのうち、60 歳以上といわれる、この施設に入ることのできる資格要件の方は、何名おられるのでしょうか。原則 60 歳ですが。

○労災保険業務課長

60 歳以上の方は、1 万 9,000 人ぐらいです。

○山内仕分け人

ということは、1 万 9,000 名の対象の方がおられるにもかかわらず、現実要望として、手挙げで申請があるのが 180 名ということですよ。ということは、残りの部分の方々は当然、在宅もあるでしょうし、あるいは、他のこういった施設などに入居されていることになろうかと思います。あえてケアプラザという施設の必要性が、いまの数字的な背景からいくと、ないようだと、私自身は判断せざるを得ないのですが、その辺りの明確な反証があればおっしゃってください。

○労災保険業務課長

先ほど、私どもの資料の入居者の特徴でお話させていただきましたが、せき損の方が非常に多いという特徴があります。傷病のせき損だけを見てもみると、60 歳以上の方というのは、かなり少なくなりまして、1,544 名という形になります。したがって、待機者の方の特徴もおそらくそれに準じているのではないかと思います。先ほど手間が

かかるというお話をして、草間市長からいろいろご反論をいただきましたが、そういった意味では、入居についてなかなかうまくマッチングができていないのではないかと思っているところです。

○山内仕分け人

もうこれ以上言いませんが、少なくともせき損のニーズが、60歳以上と限定する限りは少なからうと。だから、いまの答弁は、一定程度これでいいのだよという答弁ですよ。平たく言えば、そういうことではないですか。ということは、逆に交通事故等いろいろなせき損も含めて、いまの時代は労災以外の傷病という結果、いろいろな障害を抱えておられる方がいる背景の中で、このケアプラザの必要性をあえてもう1回聞きます。地域的なバランスをずっと見ていますと、満遍なくバランスが取れているように思うのですが、やはりどうしてもこれでなければいけないのだと。看護師さんが100名あたり12名、特養の3名や障害者施設の5名に比べて、非常にケアの手厚い体制を敷いているということをおっしゃるのですが、果たしてそのこととこの施設の必然性との相関関係がもう1つ見えてこないの、だから要るのだよということを一言ではっきり言っていただけませんか。

○（財）労災サポートセンター会長

会長の私から申し上げます。私は医者ですから、先ほどの市長さんのことに関連するのですが、介護施設はたくさんあると思いますし、介護施設はいま非常に大変なことは存じています。実際、私の母も94歳で、いま介護施設に入っているのわかりますが、おっしゃるように、確かに認知症の患者も増えてきましたし、手のかかる方が増えてはおります。今度は、我々の所でも同じ現象が起こってしまして、体が動かないうえに認知症なのです。ですから、余計に手間がかかる。それから、せき損の患者さんをご覧になったことがあるかもしれませんが、3級以上のせき損というのは、もうほとんど何もできない人ばかりなのです。それに関して、高齢化してくる、その中で手厚い看護をするということは、私は普通の介護施設と一緒ににはできないと思っています。

それからもう1つは、これはこういう席で言っていいかどうかはわかりませんが、障害を持った方、例えば怪我をしたり、ご自分の病気で倒れた方々は、ある程度自分の病気であれば皆さん納得します。ところが、私は37年間労災病院に勤めていたのですが、労災患者さんというのは、やはり自分のハンディキャップに関して、何か人に転嫁したいという気持ちが非常に強いのです。そうすると、国の制度である労災保険があるのなら、それをやはり使おうじゃないかと。極端な話、ここまで言っていいかどうかわかりませんが、うちの職員に対して「あんたたちは国が雇ってやっているんだから、俺たちは好き勝手にやってもいいんだ」というようなことを言うような人までおるのです。例えば、いま喫煙制度が非常に問題になっていますが、「たばこを吸うのが私の最後の望みだよ」と。そうすると、看護師あるいは介護士にたばこを持って来させて、火をつけさせて、灰を落とさせて、それを日に5回、そういうことまでを要求される。やはり皆さんは、それを権利だと思っていらっしゃる。そういう労災患者さんの特性を踏まえたところで、我々がその方たちに厚い介護をするためには、こういうものは私は必

要ではないかと思っています。以上です。

○草間仕分け人

2点あります。1つは、事例は1つとしてわかるのですが、国家がやることというのは、何らかのアクシデントがあったときに、何かケアを、つまり保障することですよね。そういう議論だと思うのです。1つの事例としてお聞きしますが、私はそういう議論だと思っています。それは、いまの既存の制度でできるのではないかという印象をもちました。

また質問なのですが、今度、分割調達するというので、2点あります。1つは、どういう仕様書にするのかということですね。つまり、委託費、それからケアサービスです。2つ目は、それについての情報公開をどう取り扱うのか。何社がプロポーザルして、どのように決まったか。あとは、法人名は出せませんが、どのような形になったか。この2つをお聞かせください。

○労災保険業務課長

先ほど、平成22年度中に検討したいということで、そうしますとお話のように、平成23年度から1者応札を崩すという状況にならざるを得ないということになります。そのときに、私どもが考えていかなければいけないのは、これがいま言われたように公開制度というか、いつ公共調達ということで公示して、参入するところはどれぐらいあるのかということになるかと思えます。ですから、当然のことながら、誰が参入してきているのかがわかるような仕組みも考えなければいけないということも含めて、検討していきたいと申し上げるわけです。

もう1つ申し上げておきたいのは、仮に単年度にほかの業者が入ったとして、これは国の会計制度ですので、単年度、単年度になるということが非常に障害、障壁になるということです。例えば1者応札で崩れたときに、別の参入業者が入ってきたと。そうすると、その参入業者が次の年度にまた応札できるのかどうかと。これは必ずしもそうではないというところがありまして。

○草間仕分け人

指定管理者制度があるのではないですか。

○労災保険業務課長

それはなかなか難しく、国にはありません。

○草間仕分け人

つくればいいのではないですか。

○労災保険業務課長

いや、国の会計制度で、それは私どもが所管するものではありません。

○草間仕分け人

例えば、前政権で、政府が公共事業の基金化という 1 つのアイデアをつくりましたが、その辺りでできないのですかね。

○労災保険業務課長

かなり難しいのではないかと思います。

○草間仕分け人

それは、説明者のあれが難しいのか、それとも制度的に難しいのでしょうか。

○労災保険業務課長

制度的に難しいと。国の会計制度が単年度、単年度と。ご指摘のこともありますが、なかなかこういった事業について、複数年度を認めるというのは難しいと。いろいろなケースがあろうかと思いますが、私どももそういうことができないかということも調査しました。そうしたら、ほかの事業でも同じような、もっとほかのものでもできるのではないかと、財務省とも話し合いをした記録も見ましたが、なかなか難しいのが現状です。

○岩瀬仕分け人

改革案についてお聞きしたいのですが、先ほどからの議論の延長というか、補足の質問です。入居率のアップに向けた取組等と書いてありますが、これは具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのですか。それと、先ほど会長さんのご説明では、非常にわがままな患者さんに対して、そういう手厚いサービスをしているとなると、普通は入りたいと思うのではないかと。多少、希望の部屋ではなくても入って、そこで空いたときに変わってほしいというのは、患者を抱えた家族の人たちの希望でもあると思うのです。それが、そういう手厚いサービスをしながら、看護しながら、これだけベッド数が空いているというのは、なぜかなと非常に疑問に感じるのですが。これを、どのように改善されていこうとしているのかをお聞きしたいと思います。

もう 1 つは、この 8 施設のうち 4 施設について、第 3 者機関に評価してもらったら、非常に問題点が指摘されたということが書いてありますよね。看護・介護職員の適切な配置を行うべきであるというようなことだと思うのですが、つまり、これはケア施設がきちんと運営されていないということなのですか。外部機関から指摘を受けて、改善をある程度考えないといけないぐらい、きちんと日常的な運営がされていないということなのでしょうか。そこを教えてください。

○労災保険業務課長

ちょっと書きぶりで誤解があるかと思いますが、書き方は申し訳なかったと思います。先ほど、改革のところの○の 1 つ目で、「ケアプラザにおける看護・介護職員等の適切な配置体制」という部分で、4 施設について評価を行った第 3 者評価機関が、悪いからというのが、いまのご質問の趣旨かと思いますが。それを受けていることではなくて、

先ほど、入居率のアップのお話がありましたが、いま 732 名で定員が 800 名、先ほどの話より入居の待機者が非常に多いということなので、国の委託している事業である以上、満床を目指すというのは当然かと思えます。待っている方がどういう状況にあるかというものを調査して改善に向ける。例えば、施設の中には、2 人部屋があります。それを個室にすれば入ってくれるかもしれない、そういういろいろな改善の方法はあるのではないかと思っています。そういう意味で、一部お答えさせていただきました。

○岩瀬仕分け人

このケアプラザにおける看護・介護職員等の適切な配置体制というのは、何をいつているのですか。

○労災保険業務課長

中村委員には、実際にケアプラザをご覧いただいたと思うのですが、介護・看護をしている職員の方々の意見からすると、非常にきついというイメージがあるわけですね。そうすると、いま看護師 1 人に対して介護士 3 人ということで、4 人ワンチームにしています。別の意味で、そこにある程度人員を強化することが可能であれば、やってあげたいというようなことも頭の中にはあります。いろいろな視点で世の中は変わっていきますので、どんな視点でもいいので、とにかく改革について着手していきたいということで、書かせていただいています。

○岩瀬仕分け人

入居率アップに向けて、何をされるのですか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

従来のことに加えてですが、例えば、病院に入院中の方で、間もなく治療を終えられると、それで退院して、入居されるという方もいらっしゃると思いますので、在宅の方だけではなく、入院中で間もなく症状が固定するであろうと思われる方にも声を掛けて、入居促進という形で活動していければと思っています。

○宮山座長

関連してよろしいでしょうか。自動車事故に遭って、生命維持装置を装着された方々に医療提供を行っている国立の病院もありますね。せき損と重度の労災で病院に入院されている方も大勢いらっしゃるだろうと思います。病院とケアプラザに入所される場合の基準の境目はどこなのか。いまは、在宅の方もいらっしゃる、病院の方もいらっしゃるからおっしゃるのだけれども、それとケアプラザと介護保険施設、身体障害者療護施設との入所の境目というのは、あるのだろうか。そこがボーッとしているので説明がよくわからないのですよ。どういう基準で入所判定されているのかを、ちょっと教えていただければと思います。

○（財）労災サポートセンター専務理事

病院等の関係では、入院療養が必要な方は当施設には入所できません。もう 1 つは、感染症などを持っておられる方もそうですが、入居できないということにしています。ほかの施設の関係については、ちょっとわかりません。

○中村仕分け人

行政モニターの中村です。私から 2 点あります。先ほど、OB の方の人数を言っておられました。その OB の定義なのですが、例えば地方公務員や協会けんぽ、日本年金機構にまで範囲を広げた場合、サポートセンターやケアプラザの OB 職員の数が変わったら、数字を教えてください。それから、先ほど、ケアプラザは分割調達を検討するということが、結論はわかってしまったのですが、一応質問します。千葉へ行ったときに、メインの介護以外に、給食や施設の保安、いわゆるアウトソーシングをやっている所も、1 者応札という話を聞いたのですが、そこも分割調達は検討しているのか、そこを教えてください。以上です。

○（財）労災サポートセンター専務理事

OB の定義ですが、現在、私どもでは国家公務員の OB ということで、それ以外の行政 OB はおりません。

○中村仕分け人

直前だとか、元という方も入れても変わらないということでしょうか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

はい。

○労災保険業務課長

先ほどの分割の話で、アウトソーシングの話がありましたのでお答えいたします。分割調達ということになれば、当然 1 つの事業体が参入してくるということも考えられますので、現在はサポートセンターで一括して施設の給食や警備などをやっていますが、分割ということになれば、当然その事業体の特徴は出てきて然るべきではないかと思っています。ですから、そこはそこで、何らかの形の工夫をしていただくと、いまは考えているところです。

○草間仕分け人

私は、2 回に分けて質問させていただきます。まず 1 つは、シンプルな質問です。職員の平均年齢を教えてください。もしくは、平均勤続年数でも結構です。

○（財）労災サポートセンター専務理事

すべての職員の平均年齢は把握していませんが、介護ケアプラザの介護担当職員の平均ですが、看護師が 51 歳、介護士が 37 歳ということで、看護師の勤務年数は 8 年、介護士も同じですが、資格を活かした合計の経験年数という意味では、看護師は 24 年、介

護士は平均 10 年ということです。

○草間仕分け人

それをなぜ聞いたかというのと、これから委託費は削られていくことはあるのですが、平均年数が上がっていくと年功賃金ですから、事業費が上がっていく可能性があるわけですね。労務費が上がっていくわけですね、平均年数が上がると。これについては、何か考え方はありますか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

いまのところは、現在の給与体系を維持しながら、処遇していかざるを得ないと思っています。

○草間仕分け人

上がった分の人件費は、何で吸収をしますか。国に請求するのですか、それとも財団で吸収するのですか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

財団で吸収するというか、いわゆる事業経費、あるいは管理費の節減ということで対応していきたいと思っています。

○宮山座長

もし、仕分け人の皆さんで、あと 1 点ありましたら、どうぞ。

○山内仕分け人

ケアプラももちろん重要なのですが、基本的にはケアサポート事業のほうがベース、世の中全部がそうなりますよね、在宅という考え方で。先ほどの会長のお話にあった、むしろ労災というのは、精神的なケアの面のほうが大事なのだなど、一方で思うぐらいです。訪問看護ということで、このケアサポート事業における看護師さんの役割は非常に大きいと思うのですが、この方はどこに、基本的には正式に財団の職員として抱えておられるのか。それとも、他の病院との提携の中から派遣しているのか。これは、どういう方がメインを担っておられるのでしょうか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

それは直用です。

○山内仕分け人

訪問の方は何名おられますか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

47 名です。各都道府県 1 名です。

○山内仕分け人

都道府県 1 名で、十分足りているわけですか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

現在の委託事業の中では、看護師と行政 0B と 2 人ないし 3 人で回っています。

○山内仕分け人

巡回ということですか。

○（財）労災サポートセンター専務理事

はい。

（締めくくり）

○宮山座長

議論が尽きませんが、ここまでとしたいと思います。なお、事業仕分け室や担当部局からも説明があったように、先日の行政刷新会議特別会計仕分けワーキンググループにおいて、「労災保険の社会復帰促進等事業については原則廃止」との評価結果が出されています。こうした結論が先に示されていますので、本日の省内事業仕分けでは、仕分け人の皆さんからのご意見を「評決」という形では取りまとめないことにいたします。

それでは、本日の議論や仕分け人からの意見、さらには先日の行政刷新会議の評価結果も踏まえまして、厚生労働省におかれましては労災サポートセンターの改革案の更なる検討、取りまとめを引き続きお願いいたします。

（閉会）

○宮山座長

本日の議事がすべて終了いたしました。最後に何かご発言などありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、これで、第 20 回厚生労働省省内事業仕分けを閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。